



青 森 県 報

第二千三十号

平成十四年六月五日(水曜日)

目 次

告 示

職業訓練指導員試験の施行……………(労政・能力開発課)……………一
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経理課)……………二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報政策課)……………二
 右……………同……………二
 右……………同……………三
 右……………同……………三
 右……………同……………四
 右……………同……………四
 右……………同……………四
 右……………同……………五
 右……………同……………五
 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)……………六
 争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課)……………七
 公安委員会……………(生活安全課)……………七
 風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(生活安全課)……………七

告 示

青森県告示第二百九十二号

平成十四年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施期日

指 導 方 法	学 科 試 験		区 分	試 験 職 種	期 日
	関 連 学 科	配 建 木 和 機			
全 職 種	配 管 科	建 築 科	機 械 科	機 械 科	平成十四年九月十一日(水) 午前十時三十分

二 実施場所

学科試験は、次に掲げる場所において行う。

青森市中央三丁目二〇の三〇

県民福祉プラザ

三 受験申請書の提出期限

平成十四年七月一日(月) から同月十二日(金) まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月十二日(金) までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工観光労働部労政・能力開発課及び各職業能力開発校で交付する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工観光労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話青森七三四局九四一五)

青森県告示第二百九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字宮川二丁目四の二

阿部 一彦

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借(リース) 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

二億四百六十八万九千四百五十二円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画振興部情報政策課
青森市長島一丁目一のー
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目四のー
 - 六 契約金額
一億八千二百三十万九千四百円
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号
 - 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方とした
ものである。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。
- 平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

全庁LAN構築事業に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課
青森市長島一丁目一のー

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社
東京都港区芝五丁目二九のー

六 契約金額

六千九十八万五千五百九十一円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方とした
ものである。

~~~~~

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

六千二百二十万六千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県基幹情報通信ネットワークシステム保守管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

六 契約金額

四千四百四十二万八千八百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

全庁LAN構築に係るネットワーク機器等賃借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

三千八百五十八万二千四百六十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

全庁LAN構築事業（合同庁舎等）に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

三千八百三十三万六千三百十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

全庁LAN構築事業（単独出先機関等）に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アイシーエス

岩手県盛岡市松尾町一七の八

六 契約金額

三千二百三十四万八千六百十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
 第二号  
 八 契約の相手方を決定した手続  
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
 ものである。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による
 大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法
 第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 生活協同組合コープあおもりるいけ店
 八戸市南類家三丁目一の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 生活協同組合コープあおもり
 青森市柳川二丁目四の二二
 理事長 土嶺彰
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに
 代表者の氏名
 1 生活協同組合コープあおもり
 青森市柳川二丁目四の二二
 理事長 土嶺彰
 - 2 田名部勇悦
 八戸市根城五丁目五の二九
- 四 変更しようとする事項

区	分	変更前	変更後	変更年月日
---	---	-----	-----	-------

大規模小売店 舗の施設の運 営方法に關す る事項	大規模小売店 舗の開設時刻 及び営業時間	大規模小売店 舗の開設時刻 及び営業時間	大規模小売店 舗の開設時刻 及び営業時間	大規模小売店 舗の開設時刻 及び営業時間
	田名部勇悦 開設時刻 午前九時 午後三時	田名部勇悦 開設時刻 午前九時 午後三時	田名部勇悦 開設時刻 午前九時 午後三時	田名部勇悦 開設時刻 午前九時 午後三時
生活協同組合 コープあおもり 開設時刻 午前九時 午後三時	生活協同組合 コープあおもり 開設時刻 午前九時 午後三時	生活協同組合 コープあおもり 開設時刻 午前九時 午後三時	生活協同組合 コープあおもり 開設時刻 午前九時 午後三時	生活協同組合 コープあおもり 開設時刻 午前九時 午後三時
第一駐車場 午前九時 午後三時	第一駐車場 午前九時 午後三時	第一駐車場 午前九時 午後三時	第一駐車場 午前九時 午後三時	第一駐車場 午前九時 午後三時
第二駐車場 午前九時 午後三時	第二駐車場 午前九時 午後三時	第二駐車場 午前九時 午後三時	第二駐車場 午前九時 午後三時	第二駐車場 午前九時 午後三時
第三駐車場 午前九時 午後三時	第三駐車場 午前九時 午後三時	第三駐車場 午前九時 午後三時	第三駐車場 午前九時 午後三時	第三駐車場 午前九時 午後三時
平成 十四 年 六 月 三 日	平成 十四 年 六 月 三 日	平成 十四 年 六 月 三 日	平成 十四 年 六 月 三 日	平成 十四 年 六 月 三 日

五 届出年月日
 平成十四年五月二十二日

六 届出書及び添付書類の縦覧
 場所

1 青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年六月五日から同年十月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十月五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長下館光子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年六月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

- 1 二〇〇二年夏期職場要求の前進および獲得
- 2 二〇〇二年夏期要求の前進および獲得

二 争議行為をなす日時

平成十四年六月十日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

四 争議行為の概要

八戸赤十字病院の全職場又は一部
右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十八号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十四年六月五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
奥津軽虫と火まつり	平成十四年六月二十四日	五所川原市

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭